

## 過疎対策等の推進に関する提言

過疎地域の厳しい現状と今後見込まれる人口減少・少子高齢化の更なる進行を踏まえ、時代に対応した実効性ある過疎対策等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、所要額を確保すること。
2. 過疎地域の企業誘致と雇用拡大を図るため、過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置について適用期間を延長すること。  
また、事業用設備等に係る特別償却について適用期間を延長するとともに、対象業種に「農林水産物等販売業」を追加すること。あわせて、地方税の減収補填措置の拡充を図ること。
3. 過疎地域の認定要件について、平成27年国勢調査の結果を踏まえた追加を行うなど、必要な見直しを行うこと。